

公 告

奈良県立医科大学の役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、
公告します。

平成29年2月24日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井裕司

1. 競争入札に付する調達の内容

(1) 業務内容及び数量

奈良県立医科大学実験動物飼育管理業務委託 一式

(2) 業務内容の仕様

入札説明書のとおりとします。

(3) 委託期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、(36ヵ月間)

(4) 履行場所

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 総合研究棟

地下1階、1階及び2階の動物実験管理区域の全域

3階、4階の組換えDNA実験施設内の動物飼育室及び関連区域

5階のラジオアイソトープ実験施設内の動物飼育室及び関連区域

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成7年1月27日奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者で主な取扱品目、業務内容として「実験動物飼育管理業務」で登録している者又は、同業務に関して、国の全省庁共通の一般競争(指名競争)参加資格を現在有している者であること。
- (2) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。
- (3) 入札参加申込兼参加資格確認申請書(以下「入札参加申込書」といいます。)の提出期限及び当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (4) 公立大学法人奈良県立医科大学と同規模又は、それ以上の実験動物飼育施設を有する大学及び研究機関等において実験動物飼育管理業務を実施した実績があること。

(5)動物飼育において専門的技術を有する者(※)に従事させることができること。

※(公社)日本実験動物協会が認定する「実験動物1級技術者・実験動物2級技術者」を有する者とし、その他は動物飼育に関しての専門的知識と技術を有する者

(6)その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3. 入札書の提出場所等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先、入札参加申込書の提出場所

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部 研究推進課 研究企画係 (基礎医学棟4階)

電話番号0744-22-3051 (内線) 2551

FAX 0744-29-4746

(2)入札説明書及び仕様書の交付方法

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」といいます。)は、(1)に示す場所において入札説明書及び仕様書を受け取るものとします。郵送を希望する場合、送付にかかる費用は、自己負担とします。

なお、入札説明会は行いませんので、質問等がある場合、所定の様式により、3月7日(水)及び8日(水)午前10時から午後3時までの間に(1)の場所にFAXで提出してください。提出後は、電話で連絡をしてください。

質問等に対する回答は、3月10日(金)とし、再質問は受付いたしません。

(3)入開札の日時及び場所

平成29年3月17日(金)午後2時

奈良県橿原市四条町840番地 公立大学法人奈良県立医科大学

基礎医学棟4階 会議室

(4)入札参加申込書の提出期限

入札参加者は、この公告に示した入札条件に該当することを証明する書類を入札参加申込書に添付して、平成29年2月24日(金)から3月6日(月)までの午前9時から午後5時までの間に(1)の場所に提出してください。

(5)郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立医科大学実験動物飼育管理業務委託に係る入札書」と朱書して、平成29年3月16日(木)午後5時までに(1)の場所に必着するようにしてください。

4. 入札方法

入札は、実験動物飼育管理業務委託の請負総金額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5. 入札保証金

免除します。

ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額の100分の8に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

6. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定（法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

7. 契約書作成の要否

要します。

8. 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10. 調達手続の停止等

- (1) この調達に係る予算が措置されなかった場合は、この調達手続きについて停止等の措置を行う場合があります。
- (2) この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

11. 暴力団等排除に係る解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、当法人が契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、当法人が当法人との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12. 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

13. その他必要事項

その他詳細は、入札説明書によります。